

2 愛 給 第 9 7 号
令和 2 年 9 月 3 0 日

愛知中部水道企業団

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団

給水課長 竹 内 稔

(公 印 省 略)

給水承認工事等における断水工事の取扱いについて（通知）

日頃より、本企業団の水道事業にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、先般、給水承認工事施工時において、断水工事にも関わらず本企業団への連絡無しに断水を実施し、工事箇所付近の住宅で水がでない事案が発生しました。

断水工事が必要となる場合には、給水工事管理図に「断水工事（企業団と打合せ要）」等と記載しておりますが、当該表記の見落としにより断水工事を把握していない事例が見受けられます。

また、断水工事予定日を確定した際は、工事予定日の 1 週間前までに本企業団に報告することとなっておりますが、直前での報告をすることや断水対象住宅への周知の忘れにより、住民の皆さまが予定していない急な断水工事を行う事例も発生しております。

つきましては、今後、給水承認工事等における断水工事を行う際は、下記のとおり留意して工事を施工していただきますようお願い申し上げます。

今後とも、適切な施工管理を行っていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 留意事項

- (1) 工事をする際は、給水工事管理図を必ず確認し、「断水工事」と記載してある場合には、事前に本企業団と断水内容を調整してください(別紙「給水工事管理図 断水工事記載例」参照)。
- (2) 断水工事予定日を確定した際は、必ず工事予定日の 1 週間前までに本企業団に報告し、断水時間等を調整してください。
- (3) 断水の対象となる住宅へは、住民に対してビラ等で断水の周知してください。なお、配布するビラの内容を確認するため、必ず配布前に案を本企業団に提出してください。

2 適用開始日

通知の日から適用する。

○問い合わせ先

給水課給水装置申請グループ

電話 0561-38-0035

FAX 0561-38-1427

給 水 工 事 管 理 図
【 設 計 図 ・ 完 了 図 】

受 付 番 号		フ ァ イ ル 番 号		指 定 工 事 業 者 名	
—		—		—	
給 水 装 置 設 置 場 所				申 込 者 氏 名	
市 町				番 地	
既 設 引 込 管 : 有 ・ 無		撤 去 工 事 : 有 ・ 無		占 用 ・ 使 用 申 請 : 要 ・ 不 要	
道 路 種 別		交 通 規 制		舗 装 復 旧 : 要 ・ 不 要	
・ 市 町 道 ・ 公 物 ・ 県 道 ・ 国 道 ・ その他 ()		・ 片 側 閉 鎖 ・ 歩 道 閉 鎖 ・ 通 行 止		・ 誘 導 員 有 (人) 無	
				・ 県 () ・ A () ・ L () ・ 歩 道 () ・ Co () ・ G () ・ その他 ()	
既 設 埋 設 物		・ 無 し ・ 有 り (ガ ス ・ N T T ・ 下 水 ・ そ の 他) ・ 立 会 い =			

◆ 公道部分全体平面・オフセット図 Free (* 完了図には既設埋設物も記入のこと。なお、書ききれないときは、右上に記入のこと)
(* 受水槽 :  、ブーストポンプ :  がある場合は、記入のこと)



断水工事

※ 工事予定日の 1 週間前までに企業団と打合せすること
※ 断水宅への配布ピラ案を企業団に提出すること

断水工事について大きく記載

◆ 位置図 ゼンリン P — —

◆ 断面・オフセット図

(完了図には既設埋設物も記入のこと)

